The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	ソフトロー : 民事法のパースペクティブ（一）
Author(s)	清水, 真希子
Citation	阪大法学. 2018, 67(6), p. 277-309
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/87064
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

研究ノート

ソフトロー
――民事法のパースペクティブ（一）――

清　水　真希子

はじめに

筆者は、グローバリゼーションの進展とともに、国家法システムが相対化していく現象に関心をもっている。民事法の分野でこの問題意識にもっとも近縁なのが「ソフトロー」に関する研究である。

ソフトローの研究といっても、国際法学、公法学、民事法学とで、問題意識が相当異なっている。[1] わが国の民事法の分野では、二〇〇三年に、東京大学を拠点とした二一世紀ＣＯＥプログラム「国家と市場の相互関係におけるソフトロー――ビジネスローの戦略的研究教育拠点形成」が開始されて以降、ソフトローに関する論文が著増した。本稿は、民事法の分野における国内の先行研究をサーベイして、そこにあらわれている問題意識やどのような点が分析されているかについて、整理しようとするものである。このような作業を行うことで、次なる理論的・実証的な研究を構想する基礎としたい。

本稿では、藤田友敬編『ソフトローの基礎理論』（中山信弘編集代表・ソフトロー研究叢書第一巻、有斐閣、二〇〇八年）、神田秀樹編『市場取引とソフトロー』（同第二巻、二〇〇九年）、小寺彰・道垣内正人編『国際社会とソフトロー』（同第五巻、二〇〇八年）第二部、および雑誌『ソフトロー研究』に掲載された論文[2]と、「ソフトロー」、「自主規制」といったキーワードで文献データベースにより抽出された論文のうち、主として民事法の視点から、何らかの意味でソフトローに関する分析を行っている論文（約一一〇点）[3]を対象とし、問題意識や論点ごとに整理した。

もっとも、検索によって抽出できる論文には限界があるほか（データベース上で「ソフトロー」、「自主規制」といったキーワードが付されていないため漏れているが、実質的には本稿の対象に含めるべき論文が多数存在するであろうことは容易に推察される）、「民事法の視点」といってもその外延は不明瞭であるため[4]、決して網羅的であるとはいえない。また、ここでできる整理も、似たような問題意識ごとにグループにまとめて比較可能にするという程度のもので、体系的な整理といえるようなものではない。それでも、それなりの数の論文を整理することで得られることはあるものと思われる。

以下では、まず、ソフトローの研究において、どのような分野の規範が研究対象とされてきたのかを紹介する（第一章）。続いて、ソフトローの定義と、研究課題として提案されてきた事項を紹介し（第二章）、ソフトローの類型について言及する（第三章）。そのうえで、メリットとおよびデメリット（第四章）、形成に関わる問題（第五章）、解釈に関する問題（第六章）、エンフォースメントないし実効性（第七章）、ハードローとソフトローの相互関係（第八章）、という順で、各論文を整理する。

ところで、前記のような方法で抽出された論文は、厳密な区分けは難しいものの、国際的な規律ではなく、一国

の国内的な規律を念頭においたものが大半であった。[5] 従って、第三章から第八章で取り上げる分析も国内的な視点によるものが中心である。これに対し、国際的な規律について分析する論文は区別して整理するのが適切と思われるので、これらの論文について、最後にまとめて整理する（第九章）。

第一章　研究対象とされる規範

以下では、これまでに各論文が取り上げてきた規範を整理し、どのような規範に関心がもたれてきたかを概観する。

第一節　国内的規律

既述のように、本稿が抽出した論文の中では、国際的な規律に関する論文より、国内的な規律[6]に関する論文の方がかなり数が多かった。また対象とされる規律にも偏りがみられる。

商法の研究者またはそれに近い関心を有する実務家の論文が多いということと関係すると思われるが、コーポレート・ガバナンス[7]（以下「CG」という）、コンプライアンス、[8] 企業の社会的責任[9]（以下「CSR」という）、会計制度、[10] 金融商品市場・金融取引、[11] 保険、[12] といった領域の研究が一群をなす。

このほか、労働法・社会法関連、[13] 消費者保護、[14] 情報保護、[15] 放送・通信、[16] 広告、[17] フランチャイズ[18]といった領域に関する研究、また紛争解決に関する研究[19]がある。後に詳述するように、規格ないしデファクト・スタンダードもソフトロー的な性質を持つが、これらを対象として研究したもの[20]がある。

いくつかの例外はあるものの、以上の研究は多かれ少なかれ企業の経済活動と関係する。これとは全く離れた領

域の研究として、わずかであるが、医療における規範に関する研究[21]、コミュニティに関する研究[22]があった。

第二節　国際的規律

国際的規律に関しても、国内的な規律と同様、CG[23]、CSR[24]、会計基準[25]、金融[26]、保険[27]に関する規律が取り上げられている。

国際的規律に特徴的な研究としては、いわゆるレックス・メルカトリア論があり[28]、その存否、存在するとしてどのような規範がそれに含まれるか、レックス・メルカトリアは法源となり得るか、といった点が論じられている。そのほか、（これらがレックス・メルカトリアに含まれるかどうかはともかくとして）国際商事取引に関係する各種の規範が研究対象とされている。具体的には、インコタームズ[29]、ユニドロワ国際商事契約原則[30]、信用状統一規則[31]、ヨーク・アントワープ・ルール[32]、国際民間航空機関（ICAO）の国際標準・勧告方式等[33][34]である。このほか、主体に着目した研究として、万国海法会[35]を対象とするものがある。

その他の領域では、国際商事仲裁についての研究[36]、国際的な規格ないしデファクト・スタンダードに関する研究[37]がある。異色なものとしては、電子商取引における評判と仲介者を分析した研究[38]がある。

第二章　ソフトローの定義（分析枠組）と研究課題

第一節　藤田による分析枠組

(1)　未だ研究対象や方向性が定まっていないソフトローの研究において、研究対象となるソフトローを厳密に定義することは望ましくなく、より開かれた視点が必要である。とはいえ、どのような対象、どのような問題について、

あるいはどのような問題意識で検討するのかを示す一定の枠組が必要であることも確かである。

この点を踏まえた意味で、よく参照されているのが、藤田が東大の研究プロジェクトの初期段階で示した分析枠組である。[39] プロジェクトの開始にあたって暫定的におかれた「国の法律ではなく、最終的に裁判所による強制的実効が保証されていないにもかかわらず、現実の経済社会において国や企業が何らかの拘束感を持ちながら従っている諸規範」という中山の定義[40]からさらに踏み込んで、藤田は、規範を、その「形成」と「エンフォースメント」の二つの局面につき、それぞれ国家による場合、国家以外による場合に分けて、四つのカテゴリーを提示する。そして、カテゴリーごとに異なる研究課題が想定されるとする。[41][42][43]

カテゴリーⅠ（国家以外が形成した規範であって、国家がエンフォースすることが予定されていない規範）は自律的な私的規範の領域である。たとえば、国家によるエンフォースメントがないにも関わらずどうして守られるのか、どのようにして規範が発生するか、また変化するか、どの程度安定的かといった点、さらには国家による介入は（どのような場合に）望ましいか、ハードローの存在が自律的な規範形成にどのような影響を与えているか、といった点が問題となる。

カテゴリーⅡ（国家が形成するが国家がエンフォースしない規範）は、労働法上の努力義務など、法的効果とは結び付けられていない行為規範を法が定める場合である。そこでの研究課題は、国家は、なぜ自らエンフォースするつもりのない規範を法律等の形で形成するのか、このような規範が国家によるエンフォースメントのある規範に変化する場合があるが、その変化の要因は何か、といった点とされる。

カテゴリーⅢ（国家以外が形成し国家がエンフォースする規範）は、会計基準のように、法が私人による規範作成を命じたり私人による規範作成を前提としている場合や、商慣習法のように私人の自律的規範が裁判等の場でエ

ンフォースされる場合である。前者については、国家がエンフォースすることを予定する規範の形成について、（どういう領域・条件で、どういう主体に対して）権限を委譲するのが望ましいか、後者については、そのような規範のエンフォースメントに国家がどこまで手を貸すべきかが問題となる。

カテゴリーⅣ（国家が作成し国家がエンフォースする規範）は典型的なハードローであるが、ソフトローの研究の観点からは、どこまでをハードローの世界に上げ、どこからをソフトローの世界にとどめるか、その使い分けやその変化といった点が研究課題とされる。

(2) 藤田による定義のほか、「正当な立法権限に基づき創設された規範ではなく、原則として法的拘束力を有しないが、当事者の行動および実践に大きな影響を与える規範」というSnyderの定義[44]、また、国際商事法という文脈においてであるが、「法的拘束力のない、規範的な性質を持つ文書であり、当事者が自発的に受け入れることによってのみ適用される」ものというBonellの定義[45]を参照する文献がある。

以上の複数の定義からは、国家が形成するのではない規範、あるいは、法的拘束力ないしは国家によるエンフォースメント[46]がないが、当事者に対して一定の拘束力ないし影響力を有する規範という点が、研究対象を画定するメルクマールとなっていることがわかる。

(3) もっとも、藤田はのちに、「ソフトロー・プロジェクトが進んだある時期から、国家・非国家の二分論にも、ソフトロー・ハードローの二分論にも、筆者はどうも違和感を覚えるようになっていった。……ソフトロー固有の議論を研究しているというよりは、ソフトローにおいては一層典型的かつ自覚的に問題にされるとはいえ、理論的には、多かれ少なかれすべての規範に当てはまる問題を研究しているのではないかと思われたからである」と述べている[47]。つまり、従来の実定法学ではあまり明示的に問題とされてこなかっただけで、たとえば、国家がエンフ

ォースする規範もすべてが無条件で遵守されるわけではないし、ハードローでも関係者のインセンティブ次第で望ましくない規範が定着し、容易には改善できない状況に陥るという状況が発生するのである、というのである。[48]

藤田は、ソフトロー・プロジェクトを通じて、ソフトローの研究の方法論は、およそ規範に関する一般的な研究の方法論へと発展的に解消していったと述べる。[49] 後に紹介する様々な研究が提起する問題からは、藤田が示唆するように、規範を相対化してとらえる視点が必要とされているといえる。

第二節　異なる理解

ところで、いままで紹介した議論では、国家以外の者による規範形成や、国家によらない拘束力が議論の焦点となっていた。これに対して、ソフトローを異なる方向からとらえる視点もある。

森下（二〇〇八）は、インコタームズとユニドロワ国際商事契約原則の分析を通じて、国際契約におけるソフトローは、当事者の意思による逸脱が認められる点、また、実務的に国家の裁判所によるエンフォースメントの重要性が低い点で、国家によるエンフォースメントや当事者の拘束感を強調することは適当ではなく、むしろ、当事者自治のもと当事者間のルール形成において一定の指針を提供する機能を重視するべきであり、その際には、特定の国家の主権的裏付けがなく当事者が必要に応じて修正できるという意味でのソフトさが価値を持つ、とする。そして、国際契約におけるソフトローとは、（国家の主権的裏付けがなく）「契約交渉や紛争解決において一定の指針となるものとして社会的に認められている規範」といった程度に理解すれば足りる、と述べる。このように、形成やエンフォースメントの主体ではなく、指針を提供する機能を重視したソフトローの理解もある。[50]

第三章　ソフトローの類型

前記のように、ソフトローが何であるかは明瞭ではなく、現時点で厳密に定義すべきでもない。ソフトローとして何をイメージするかは論者によって大きく異なっており、比較的多くの論者がソフトローであると認識する規範群が存在する一方で、人によって認識が大きくずれるものもあるだろうと思われる。[51] そうだとすると、ここで各種の規範を列挙してそれがソフトローか否かを論じるのは適切でないが、それでも本稿で依拠した文献をベースにソフトローの類型として何らかの言及が可能であるものについて、言及しておきたい。以下で取り上げるものは決して網羅的なリストという趣旨ではないことに留意されたい。

第一節　慣習によるソフトロー、人為的なソフトロー

ソフトローの重要な分類として、慣習によるソフトロー、人為的なソフトローというものがある。その字面の通り、慣習によって自然発生的に生じたものか、何らかの形成主体によって意図的に作成されたものか、という違いであり、形成主体の有無に差があるのはもとより、そのエンフォースメントのメカニズム等にも違いがある。

慣習によるソフトローは、従来、「生きた法」と呼ばれてきたものと重複する。[52] レックス・メルカトリアの存否には争いがあるとしても、[53] これまでの論文で触れられたものには、日本の小売業者・製造業者間の取引で見られる商品の返品を認める慣行[54]や、第四節で言及する慣習的に成立したデファクト・スタンダードの例がある。[55]

人為的なソフトローは、次節で述べる各種の自主規制等、様々なものが存在する。当初は、整理のために「上からのソフトロー」、「下からのソフトロー」という言葉が用いられたが、[56] ソフトロー形成に関与する主体には様々な

レベル・性質のものがあり、形成過程への関与の仕方も多様であるため、そのような素朴な言葉は十分ではない。[57]

第二節　自主規制

人為的なソフトローには様々なものが存在するが、なかでも自主規制はソフトローの大きな供給源をなすといえるだろう。自主規制については、民事法ではなく公法の文献であるが、原田（二〇〇七）が類型論を提示している。

同書は、自主規制を「ある私的法主体に対して外部からインパクトが与えられたことを契機に、当該法主体の任意により、公的利益の実現に適合的な行動がとられるようになること」と定義し、その中でも、法関係の中に団体が介在する事例を分析の対象とする。同書のアプローチと民事法的なアプローチにはずれがあるのは否めないが、本稿で参照した民事法の文献には体系的に類型を示したものは見当たらず、民事法の視点でも原田の類型論を利用できるものと思われる。以下では原田の類型論を簡単に紹介する。[58]

(1)　団体自律モデル

団体自律モデルは、団体の行動計画の立案・決定・実現が団体内部で完結的に行われ、国家の側での公共政策決定とは一応独立した社会管理過程が存在するものを指す。

(2)　団体参画モデル

団体参画モデルは、団体活動が国家法秩序に参画するものである。①団体による基準定立型（団体によって定立された規範が、国家活動に取り込まれて国家により実現されるもの）と、②団体による法執行型（法律によって決定された公共政策の実現に団体が関与して国家法の執行を担うもの。つまり、法の枠内で政策実現手段として団体による自主規制が位置づけられるもの）からなる。

(3) 監査認証モデル

監査認証モデルは、市場における選択圧力を背景とする監査・認証に大きな意義が認められるものである。①自ら評価を行う自己認証型と、②独立の第三者が評価する第三者認証型がある。

(4) 誘導モデル

誘導モデルは、①組織法的誘導型（一定の属性を持つ者を強制加入団体に組織したうえで、内部の利害調整を促進させる手法）と、②作用法的誘導型（一定の属性を持つ者に課徴金等の経済的負担を課し、個々のレベルの意思決定に影響を与えることで公的利益適合行為を引き出すもの）にわけられる。

第三節　開示規制

開示規制はさまざまな場面で利用されるソフトローといえるが、そのメカニズムに独自の点があるので、ここで言及する。

ＣＳＲ情報の開示について論じる越智（二〇〇九）によれば、政府による直接規制は判断と責任が国に集権化された規制手段であるのに対し、開示は企業を分権的に規制するための手段であり、企業の行動に関与する私人に対して必要な情報を提供し、その私人の自由な判断と責任において企業に対応させようとするものである。

越智は、開示が機能するためには、提供された情報を通して企業を監視する主体（プレッシャー・グループ）と、開示によって有利性が発揮され資金や労働力が集まるような市場の、少なくともいずれかが存在することが必要であるとする。そして直接規制によるか開示規制によるかは立法政策上の問題であり、違法性や反社会性が明らかで誰が判断しても結果が異ならない事項は第一義的には直接規制・行為規制によるべきであるのに対し、[59] 規制の目的

が直接規制のコストに見合わない場合や、社会的に価値観が対立しているが放置もできない場合には、開示によって分権的な規制が加えられることが望ましい、とする。[60]

第四節　規格、デファクト・スタンダード

規格ないしはデファクト・スタンダードをソフトローの一種ととらえるのは違和感があるかもしれない。しかし、ＩＳＯやＪＩＳのような任意規格は事業者を直接規制するものではないものの、遵守・不遵守によって経済的な利益や不利益を与え、事業者に事実上影響力を及ぼすため、その意味でソフトローの一種であるという指摘がある。[61]

規格ないしはデファクト・スタンダードは、必ずしも技術的なものに限られない。[62] 三苫（二〇〇七）は、事実上ある一つの規格が標準規格となるという現象は、経済活動や法制度においてもみられるとして、日本のビジネスローの分野でデファクト・スタンダード化している例として、不動産流動化取引におけるＧＫ―ＴＫスキームと敵対的買収に対する事前警告型防衛策を分析する。これらは自然発生的に形成されたものである。[63] 三苫によれば、デファクト・スタンダード形成の背景には、①先端的な取引分野ではハードローの整備が追いついていないことが多いため、デファクト・スタンダードを形成する余地が広く、またその必要性が高い、②ビジネスロー分野では裁判ではなく当事者間の交渉による紛争解決を目指すことが多く、裁判による規範形成が進まない、③先端的な取引分野では関与する者（プレーヤー）の数が限られていることが多く、価値観が共有されがちであり、特定のデファクト・スタンダードへの収斂が容易である、といった事情がある。具体的なデファクト・スタンダードの形成には、①先例踏襲による省力化、②先例踏襲による法的安定性の向上（「狙い撃ち」リスクの軽減）、③最適な仕組みへの収斂、④導入コスト、⑤改変の自由度や柔軟性、⑥模倣の容易性といった要因が影響するという。

白崎（二〇〇九）は、金融機関の情報システムの外部委託に関わる官・民の各種ガイドラインや評価・認証制度等について述べるものであるが、これらの基準は、監督当局が準拠する基準となることで拘束力を持つし、委託元が委託先の選定基準とすることが広まれば拘束力を持つようになり得ると指摘する。[64] そして、コア・ビジネスの領域におけるデファクト・スタンダードが、準拠することで競争力を増すことが目的となるのに対し、リスク管理体制の整備、コンプライアンス、社会的責任といった領域においては、いかにコストをかけずに効率的に対応するか、という点が重視されるだろうという。

第四章　ソフトローのメリット・デメリット

(1)　ソフトローのメリット・デメリット

自主規制のメリットとデメリットを以下のように指摘するものがある。[65]

メリットは、①機能的正統性（functional legitimacy. 実際にうまく機能することから生まれる正統性）から、規制対象者に規範として速やかに受け入れられる可能性がある、②その他の利害関係者も、代表者が規則策定手続に参加することで、規範を受け入れやすい、③専門知識や関連情報を活かすことができる、④国家の負担を減少させる、⑤特定の法域や国境、超国家的機関の境界に限定されない、⑥合意や妥協が得にくい状況でも、自主規制であればルール策定ができる可能性がある、⑦法が、比例原則や平均的な主体が遵守可能かという点を考慮しなければならないのに対し、自主規制では高邁な目標が達成できる場合がある、という点である。

これに対しデメリットは、①多様な利害を持った関係者を統合して、透明性のある手続でルールを策定しようとする場合、自主規制でも時間もコストもかかる場合があり、時に失敗する、②すべての関係者の利益を公平に反映

できず、経済的に最も強い者の利益を優先しがちになる、③逆に、ルール策定過程で特定の利益グループが優位に立てない場合、合意が最低限度のものにとどまるおそれがある、④民主的正統性や透明性が欠ける、⑤遵守の意識が必ずしも高くなく、また、違反者に対する強制力をもたない、⑥様々な自主規制過程が併存する状況は「法の分裂」(legal fragmentation) につながりかねない、という点である。

(2) 証券取引における自主規制を念頭に置いた議論では、メリットについて、①専門家により実際的で妥当なルールが期待できる、②政府による直接規制より弾力的で微調整のきく規制が可能となる、③直接規制よりコストが少なくて済む、④受益者負担により無駄のない規制が行われる、⑤直接規制では最低限の基準の定立になりかねないが、自主規制の場合は、同業者間の取引倫理という、より高いレベルの規範を盛り込むことができる、という点が指摘されている。[66]

これに対しデメリットとして、①業界内部のルールとしての性格が強いと公益目的の達成が忘却されるおそれがある、自主規制団体に代弁者を持たない利害関係者や公共の利益が十分に反映されないおそれがある、②政府による直接規制を阻止する目的で利用されるおそれがある、③自己の事業に関する規制であり、規制に熱意や真摯さを欠き、また利益相反のおそれがある、④民主的正統性や規範性が脆弱である、規範の体系性が欠けるおそれがある、⑤自主規制団体は、ルール違反を探索・立証することが困難であるうえ、強制権をもたない、⑥自主規制団体がカルテル的な団体として利用される危険性がある、と指摘される。[67]

(3) 国際的な商事法に関するソフトローについて、①拘束力がないため、条約と異なり、各国の異なる法伝統と矛盾なく合致させる必要が小さく、策定や利用が容易であり得る、法の調和をもたらす可能性がある、②中立的であり得る、③実務慣行に即して起草されやすい、といった点がメリットであり、①執行の確実性が担保されない、②

政治的プロセスを経て検討されていない、③準拠法による制約を受ける可能性がある、といった点がデメリットであると指摘するものがある。[68]

(4) メリットを強化してデメリットを補うために、ソフトロー（自主規制）とハードロー（制定法）を結び付けることの意義が強調されている。ロスナーゲルとホーヌングは、制定法が明確な目的を設定しその具体化を自主規制に委ねるという方法により、考慮される利益が偏ることを防止し、公正な手続とそのような手続が生む結果の適正さを保障し、民主的な正統性の欠如を救済することを主張する。このように法秩序に組み込まれたとき、自主規制はより安定して実施も容易になるという。[69]

第五章　ソフトローの形成に関わる問題

第一節　形成の主体

既述のように（第三章第一節）、ソフトローには慣習によるソフトローと人為的なソフトローがある。自然発生的に形成される慣習によるソフトローは特定の形成主体が想定しにくいのに対し、[70]人為的なソフトローには形成主体が存在する。

人為的なソフトローの形成主体については、先に紹介した、自主規制に関する原田（二〇〇七）の体系的な整理（第三章第二節）が参考になる。もっとも原田の整理では国際的なソフトローは念頭に置かれていないため、この点は別途考慮が必要である。[71]

本稿で参照したその他の文献では、岩倉（二〇〇九）と小塚（二〇〇九）の指摘が重要である。証券会社をめぐるソフトローについて検討する岩倉（二〇〇九）は、自主規制機関（証券取引所、証券業協会）によるソフトロー

の形成過程には、行政が関与する場合もあるし、行政が形成の動機を与えている場合もあり、ソフトローの形成主体がプライベート・セクターかパブリック・セクターかというシンプルな分け方ができるものではない、とする。

各国のフランチャイズに関する倫理綱領（自主規制）を題材とする小塚（二〇〇九）も、業界団体である各国フランチャイズ協会が全く独自に策定しているというわけでは必ずしもなく、策定過程に当局が関与する例が多くみられるほか、フランチャイズ協会以外の団体によって策定される場合もあると指摘し、自主規制の策定には、規範内容の決定に関する主導権の争奪という側面があると述べる。そして、フランチャイズ協会の議決権を持つ正会員資格が、フランチャイザーだけでなくフランチャイジーや関係事業者に与えられている場合には、各当事者が自己の利害を反映させようとして、決定過程は相当困難になるだろう、とする。

第二節　正統性

先にソフトローのデメリットに関してみたように（第四章）、ハードローと異なりソフトローは民主的正統性を欠くという問題がある。ドイツでは、CGコードが株式法の規定と結びつき、遵守への強いプレッシャーを伴うことから、[72] 憲法上の問題があるのではないかという議論がある。[73]

ソフトローの正統性に関して論じる論文は多くない。神作（二〇一七）は、スチュワードシップ・コードとの関係で、その規範性の強弱は、形式的正統性（規範に拘束される者が規範の策定に参加または代表すること）や実質的正統性（規範の内容が機関投資家のベスト・プラクティスを反映しており、投資価値の増大およびCGの改善に資するものであること）の有無や程度と関連すると述べる。そして、上場規程等と結びついたCGコードと異なり純粋な自己拘束によっているスチュワードシップ・コードは規範性が弱いとし、透明性と中立性のための配慮がな

され、機関投資家や市場関係者等の参加が認められるものの、形式的正統性を十分に備えているとはいいがたいため、実質的正統性を確保し、それを追求し続けることが必要であるとする。

河村（二〇一一②）は、証券取引所による上場会社規制が適正な規範として認められる（あるいは機能する）ためには、いくつか条件があるように思われるとし、次のように述べる。第一に、取引所は、公正（ないし公正・円滑）な市場の確保および投資者保護という取引所の使命（より究極的には公正な価格形成の確保という使命）を担っているのであり、上場会社規制は取引所の使命を踏まえたものでなければならない。第二に、市場間競争の激化などにより取引所による上場会社規制が底辺への競争にならないようにするため、規制の劣化に対する対応策が講じられている必要がある。第三に、上場会社規制がよりよく機能するためには、取引所による規制の実効性確保手段は多様であるべきである。第四に、新規則導入にあたっては影響を受ける関係者に意見表明の機会を与える、恣意的な執行が行われないようにするための手続や体制を整えるなど、手続の公正性・透明性が確保されるべきであり、取引所の規制強化に伴い取引所が一種の「権力機関化」することから、この点は今後一層重要になる。

第三節　形成主体のインセンティブ

ソフトローの形成に関しては、形成主体のインセンティブを特に検討する論文もある。

松中（二〇一二）は、買収防衛策に関する東京証券取引所の自主規制について、規範形成主体である東証のインセンティブから考察し、なぜ東証にとって一定のルールを形成することが合理的だったかを検討するものである。

温（二〇一二）は、アメリカの証券取引所がCGに関する上場規則を導入したのは、市場間競争にさらされた取引所が競争上優位に立つための手段だったのであり、経営者の機会主義的行動の抑制や株主保護は取引所の本当の

動機ではなかったことを指摘する。そして、株主の利益と取引所の利益が衝突する場合、取引所には自己の利益を優先するインセンティブがあり、このようなインセンティブの働きを抑制するため、取引所を監督する行政の役割が重要であるという。

第六章　ソフトローの解釈に関する問題

ソフトローの解釈について取り上げる文献は多くない。これまで、どのような場合に裁判所が介入すべきかが論じられてきたが[74]、今後、特に複雑さを増したソフトローが出現するにつれて、各種利害関係者の間でのソフトローの解釈という問題が重要になると思われる。

野田（二〇一六②）は、イギリスのある会社がCG上重要な決定をし、投資家に対する説明を行ったところ、投資家の反応は全体として否定的であったという事例で、投資家の否定的な反応には、この事案に関連するCGコードの複数の原則（の間の衝突）がどのように理解されたかが関係しているという分析を紹介する[75]。

小塚（二〇〇九）は、各国フランチャイズ協会の自主規制としての倫理綱領を取り上げ、フランチャイズ協会が導入するADRが成功し、訴訟が提起される数が減少すれば、裁判所が規範を解釈する機会は少なくなり、業界団体であるフランチャイズ協会（が委嘱した専門家）の解釈権限が優位を得ることになると指摘する。

＊本稿は、科研費基盤(B)16H03539（研究代表・浅野有紀「トランスナショナル・ローの法理論―多元的法とガバナンス」）による研究成果の一部である。

＊本稿では、煩雑さを避けるため、論文の頁数の引用は省略した。

（1）以下、本稿で「ソフトロー」というときは、民事法の視点からとらえたものに限定する。

（2）『ソフトロー研究』に掲載された論文が、後に『ソフトロー研究叢書』に掲載されている場合（加筆修正されている場合が多い）は、原則として後者に掲載されたものを参照した。

（3）本稿執筆の基礎とした文献につき、後掲文献目録を参照。

（4）「民事法の視点」といってもそれ自体相当に曖昧である。ソフトローに関する研究という以上、民事実定法の解釈論というような（狭いけれども一般的な）民事法の視点には当然限られない。しかし、たとえば資本市場の規律のように、伝統的に民事法の研究者が携わっているが、実質的には規制法的な要素が相当含まれ、公法との境界が不明瞭な分野もかなりある。本稿は、対象範囲を画する実際的な必要のため、いささか恣意的ではあるが、執筆者の属性と対象分野で絞りをかけた。すなわち、民事法の研究者によるものまたはこれと近い関心を有する実務家によるものを中心とし、租税法は当然のこと、競争法の研究者によるものも原則として除外した（付言すると、そのような抽出方法を取ったところ、結果的に大多数は商法の研究者または実務家の手によるものであった。国際私法の研究者によるものは存在するが、民法の研究者によるものは非常に少数であった）。知的財産法関係のものは、本稿の議論と議論を統合するのが困難であったため対象外とせざるを得なかった。経済学者の手によるものは関連する範囲で言及するにとどめた。なお、ソフトローといえる規範について述べていても、単に制度として紹介するにとどまり、ソフトローという観点で何らかの理論的な分析をしていない論文も除外した。また、論文形式のものに限定し座談会等は除外した。

（5）「国内的」とは日本国内という意味ではなく、たとえばアメリカ、イギリス、ドイツ、中国など、他国であっても、国際的な規律というよりは国内的な規律を念頭においているもの、という意味である。

（6）くり返しになるが、ここで「国内的規律」とは、断定は難しいものの、日本に限らず一国の国内が主に念頭に置かれた規律のことをいうものとする。

（7）社外取締役（野田（二〇一四））、経営者報酬（フェルスター（二〇〇六））、買収防衛（渡辺（二〇〇九）、柴田（二〇〇九）、松中（二〇一二）、三苫（二〇〇七））、取引所によるCG規制（木村（二〇〇九）、温（二〇一二）、温（二〇一三①））、CGコード（野田（二〇一六①）、前田重行（二〇一三）、ミュルベルト（二〇一四）、髙橋（二〇一六）、神作（二〇一七））、スチュワードシップ・コード（髙橋（二〇一六）、神作（二〇一七））、その他（野田（二〇〇九））。

(8) 小川（二〇一〇）、神作（二〇一〇）、佐野（二〇一〇）、藤田（二〇一〇）、松本（二〇一六）
(9) 神田（二〇〇五①）、神田（二〇〇八）、神作（二〇〇九）、越智（二〇〇九）
(10) 小賀坂（二〇〇七）、加賀見（二〇〇五）
(11) ここには多様なものが含まれまとめ難い。矢野（二〇〇九）、岩倉（二〇〇九）、前田雅弘（二〇〇九）、前田重行（一九八六）、志谷（二〇〇〇）、王（二〇〇七）、加藤（二〇〇七）、河村（二〇一一①）、河村（二〇一一②）、温（二〇一三②）、久保田（二〇一一）、松本（二〇一六）、今泉（二〇一六）、木下卓三（二〇一〇）、三苫（二〇〇七）、森田果（二〇〇七①）、森田（二〇〇七②）、大川＝吉村（二〇一〇）
(12) 木下孝治（二〇〇二）
(13) 荒木（二〇〇四）、荒木（二〇〇六）、両角（二〇〇六）、和田（二〇〇九）、岩村（二〇〇八）、嵩（二〇〇八）
(14) 松本（二〇一六）、ノッテジ（二〇〇六）、長尾（一九九三）
(15) 白崎（二〇〇九）、ロスナーゲル＝ホーヌング（二〇〇七）、樋口（二〇〇五）、長尾（一九九三）
(16) 森田宏樹（二〇〇八）、小塚（二〇一六）、長尾（一九九三）
(17) 松本（二〇一六）、長尾（一九九三）
(18) 小塚（二〇〇九）
(19) 畑（二〇〇九）、山田（二〇〇九）
(20) 三苫（二〇〇七）、藤田（二〇〇七①）、白崎（二〇〇九）、松本（二〇一六）、小塚（二〇一六）
(21) 樋口（二〇〇五）
(22) 高村（二〇一五）
(23) 加藤（二〇一一）、藤田（二〇一一）
(24) 神田（二〇〇五①）、神田（二〇〇八）、神作（二〇〇九）、トンプソン（二〇〇七）
(25) 小賀坂（二〇一一）
(26) 木下卓三（二〇一〇）、神田（二〇〇九）、神作（二〇一五）
(27) 山下（二〇〇九）

(28) 柏木昇（二〇〇五）、小塚（二〇〇五）、神作（二〇一五）、西谷（二〇〇八）、西谷（二〇一七）、森下（二〇一五）
(29) 森下（二〇〇八）、柏木昇（二〇〇五）、ゲイブリエル（二〇一四）
(30) 森下（二〇〇八）、曽野（二〇〇八）、柏木昇（二〇〇五）、小塚（二〇〇五）、ゲイブリエル（二〇一四）
(31) 西谷（二〇〇八）、柏木昇（二〇〇五）
(32) 竹下（二〇〇八）
(33) 横溝（二〇〇八）
(34) 柏木昇（二〇〇五）にその他の言及がある。
(35) 藤田（二〇〇八③）
(36) 早川（二〇〇八）
(37) 松本（二〇一六）
(38) ジレット（二〇〇七）、藤田（二〇〇七②）。この論文では必ずしも国際性が念頭に置かれていないが、当然に国家と離れた性質を帯びる議論であると思われる。
(39) 藤田（二〇〇六）、藤田（二〇〇八①）
(40) 中山（二〇〇五）。ただし、この定義自体、二〇〇八年のソフトロー研究叢書刊行時には「裁判所その他の国の権力によってエンフォースされないような規範であって、私人（自然人および法人）や国の行動に影響を及ぼしているもの」と修正されている（中山（二〇〇八））。研究が緒に就いた段階でのこのような変遷自体、研究領域ないし研究対象が明確に定まらないなかで、論者がどのような問題意識を持って研究対象を理解しようとしていたかを示すものであり、示唆的である。
(41) 以下、藤田の分析枠組に関する部分について、藤田（二〇〇六）、藤田（二〇〇八①）。なお、藤田が提示しているものは厳密には「定義」ではないが、問題意識の焦点を合わせるという意味で、定義と同種の機能を果たしている。
(42) 神田も、経団連の企業行動憲章およびＯＥＣＤの多国籍企業行動指針を対象とする論文で、以下のような問題意識を提示している（神田（二〇〇八））。①このような規範に企業はなぜ従うのか。好んで従うのか、従いたくないけれども従うのか、②立法機関による正当化を経ていない私的団体が策定する規範には別の正当化が必要、③ハードローかソフトローかによって規範を遵守させるコストが異なるはずである、④ルール策定の主体とエンフォースメントの主体が同一である方が効

果的か、⑤これらの規範には企業が好んで従う規範と従いたくないけれども従うという規範が混在しているが、なぜ両者をセットで定めるのか、⑤実際問題としてこれらの規範はどの程度遵守されているのか、⑥遵守は、規範策定過程への参加など、策定プロセスによるのか。

(43) 二〇〇八年に行われたシンポジウムにおいて、伝統的な民法学の立場から、ソフトローの研究課題に関連する三つの質問が示され、回答がなされている（星野（二〇〇八）、藤田（二〇〇八④））。このやり取りは、藤田の提示する研究課題を理解する参考になると思われるので、紹介する。

一つめの質問は、約款による取引慣行もソフトローに含まれるのか、という点である。これに対する藤田の回答は、約款も当然対象に含まれるものの、特定の利益集集団が作り出す自律的な秩序や規範は社会全体との関係で最適なものであるとは限らないため、国家がどのような場合にどのような手法で介入すればよいかが研究課題となる、というものである。

二つめの質問は、伝統的にいわれてきた「生きた法」の研究とソフトローの研究はどのような関係か、というものである。これに対し藤田は、両者の問題関心がオーバーラップすることを認めつつ、生きた法と呼ばれれてきたものは自然発生的なソフトローに対応するが、ソフトローの研究対象にはたとえば国家が意図的にハードローを回避してソフトロー的な手法によって目的を達成しようとする場合なども含まれ、国家がどのような要素を考慮して手法を選択するのか、その選択は適切か、といった論点が問題となる、とする。

三つめの質問は、ソフトローの研究と法源論との関係についてである。藤田は、ソフトローの研究では、人々はなぜ（国家による強制のない）規範に従うのかという観点に主眼があるため、裁判規範性を論じる法源論の問題意識とずれがあるが、エンフォースメントに国家が手を貸さなければならない規範はどういうものかという研究課題において法源論とも連関を持ち得る、と答えている。

(44) 神作（二〇一五）

(45) ゲイブリエル（二〇一四）

(46) 「エンフォースメント」という概念は相当に多義的な内容を含む。この点は後述する。

(47) 藤田（二〇一三）

(48) 藤田（二〇一三）

(49) 藤田（二〇一三）

(50) ソフトローの定義という文脈ではないが、同種の指摘を行う論文がある。両角（二〇〇六）は、スウェーデンの労働法における努力義務規定との関連で、「労働法におけるソフトローとしての『努力義務規定』は…ハードローのオルターナティブとして当事者によるルールの形成を誘導・支援する道具としても用いられ得るのではないだろうか」と指摘する。

高村（二〇一五）は、地域景観づくりという場面においてハードローとソフトローが協働する並立モデルを示し、ハードロー（ここでは京都市の条例）が、地域が自律的に景観ルールを定めて運用する制度的な存在になっていくことを支援する（ソフトローづくりを促進する）役割を担っていることを提示する。

高村は「ハードロー」のそのような役割について述べているが、何を「ハードロー」「ソフトロー」と呼ぶのかにも依存し（両角が「ソフトロー」として議論しているのは国家法上の努力義務規定である。本文第一節(3)で紹介した藤田（二〇一三）のハードローとソフトローを相対化してとらえる視点も参照）、基本的には森下や両角と同様の発想に立つものと思われる（会社法の「enabling 規定」についての野田（一九九九）、野田（二〇〇〇）も参照）。

(51) 比較的多くの論者がソフトローとしてイメージするであろうものは、インコタームズやユニドロワ国際商事契約原則のような国際商事取引にかかわる規範や（もっとも、ソフトローの概念を狭くとらえる柏木昇（二〇〇五）は異を唱える）、CGコードや会計基準のような制定法ではないのに強い拘束力を有している規範、政府機関が策定するものの直接法的拘束力を有していない各種のガイドライン、といったものであろうか。多くの場合、何らかの形で文書化された形のある規範である。

これに対し、藤田は、無限繰返しゲームで説明される、継続的関係にある企業がお互いに協力するという形で生み出される自律的秩序を（「社会規範」ということばで）議論の俎上に載せている（藤田（二〇〇六）、藤田＝松村（二〇〇八）。森田果（二〇〇七①）、森田果（二〇〇七②）も参照）。これに対しては、違和感を唱える者もいる（中里（二〇〇五）、越智（二〇〇九））。

また、藤田がカテゴリーⅡとして掲げる労働法上の努力義務のような法令上の規定は、直接の法的効果を伴わないとしても、ハードローととらえられることもあるだろう（前注で紹介した高村（二〇一五）を参照）。

規範の形成においてもエンフォースメントにおいても国家の関与は「あるかないか」ではなく多様なものであり、藤田

（二〇一三）が述べるように、二分論は妥当しない。また、完全に私的なものをどの範囲でソフトローと呼ぶかは、研究目的との関係で定まるのであり、オープンにしておくべきである。

（52）藤田（二〇〇八④）

（53）第九章参照。

（54）藤田（二〇〇六）、藤田（二〇〇八②）

（55）三苫（二〇〇七）

（56）神田（二〇〇五①）、神田（二〇〇八）。なお、「下からのソフトロー」には慣習によるソフトローも含まれる。

（57）神田（二〇〇五②）参照。

（58）原田（二〇〇七）第二章

（59）そのような場合でも、開示規制の対象とすることで、行為の事前抑制を支援することが可能である（越智（二〇〇九）。

（60）さらに、開示規制による場合も、開示をハードローで規制するのか、CGの枠組みやソフトローで規制するのかという区別が存在する（越智（二〇〇九））。

（61）松本（二〇一六）。小塚（二〇一六）も参照。もっとも、規格やスタンダードが、遵守・不遵守に伴う利益や不利益と結びついておらず、事実上の拘束力を伴わない場合もある。それを単なるパターンというか（柏木昇（二〇〇五））、スタンダードとしての価値を認めてソフトローというか（森下（二〇〇八）。小塚（二〇〇五）も参照）は、当該論者がソフトローをどのように定義するかの問題であろう。

（62）本文に掲げたもののほか、フランスの規格制定機関が「フランチャイズの規格」を採択していること、アメリカにはフランチャイジーの利益擁護を目的とした団体が策定する「公正なフランチャイズの基準」が存在し、これに従うフランチャイザーの「認定」を行っていることについて、小塚（二〇〇九）参照。

（63）ビジネスローの分野におけるデファクト・スタンダードは必ず自然発生的というわけではなく、意図的に形成されたデファクト・スタンダードもある（三苫（二〇〇七））。藤田（二〇〇七①）は、後者の例として、自己株式取得自由化を機に確立された自己株式取得スキーム（矢野（二〇〇九））を挙げる。

（64）監督当局が関与するソフトローに関して、岩倉（二〇〇九）も参照。

(65) 以下の点につき、ロスナーゲル＝ホーヌング（二〇〇七）。

(66) 志谷（二〇〇〇）、前田重行（一九八六）、前田雅弘（二〇〇九）、神作（二〇一七）

(67) 志谷（二〇〇〇）、前田重行（一九八六）、前田雅弘（二〇〇九）、神作（二〇一七）

(68) ゲイブリエル（二〇一四）

(69) ロスナーゲル＝ホーヌング（二〇〇七）。神作（二〇一七）も参照。前田重行（二〇一三）、志谷（二〇〇〇）は制裁と結びつけることの意義を述べる。

前田重行（一九八六）は、①制定法に根拠を有しない文字通りの自主規制としてイギリスの証券規制、②制定法上の根拠のある自主規制としてアメリカの連邦証券規制を比較し、イギリスの証券規制が②に移行する経緯を紹介する。①の要素が強いイギリスの自主規制のあり方は、他の論文でも注目を集めている（木下孝治（二〇〇二）、渡辺（二〇〇九）、柴田（二〇〇九）、河村（二〇一一①））。

(70) もっとも、誰かが（自分のために）作成した規格やスタンダード（たとえば約款）が模倣されて自然に広まる場合など、慣習によるソフトローと人為的なソフトローの間には境界的な領域が存在するだろう。

(71) この点に関連するものとして、藤田（二〇〇八③）、曽野（二〇〇八）を参照。

(72) 後掲注（75）参照。

(73) ミュルベルト（二〇一四）、前田重行（二〇一三）。

これとは逆に、アメリカでは、SECの取引所に対する監督強化を背景に、CGに関する規制を行う証券取引所が、自主規制機関としての性質を維持しつつ、取引所法を執行する準政府機関（quasi-governmental entities）としての性質を具備するようになったとして、憲法上の適正手続条項の適用、民事損害賠償責任の絶対的免除、反トラスト法の適用免除、および行政救済を尽くす原則の適用といった観点から、取引所の規制行為の公的性質が論じられているという（温（二〇一二））。

(74) 藤田＝松村（二〇〇八）、藤田（二〇〇八②）、落合（二〇〇九）、曽野（二〇〇八）、温（二〇一三②）。この点はのちに詳述する。

(75) ドイツでは、CGコードのコンプライ・オア・エクスプレイン・ルールが株式法上の説明義務とされ、この義務の違反が法令違反として株主総会決議の取消事由となり得るなどの強い制裁と結びつけられたため、企業にとっては強いプレッシ

ャーとなり、CGコードについての複数のコンメンタールが生まれたほか、弁護士その他のCGに関する助言者の巨大ビジネスを生み出したという（ミュルベルト（二〇一四））。

文献目録

＊本稿作成にあたり参照した文献は以下のとおりである。便宜上、連載の後半に関わる文献も本号でまとめて掲載する。

荒木尚志「労働法立法における努力義務規定の機能――日本型ソフトロー・アプローチ？」中嶋士元也先生還暦記念編集刊行委員会編『労働関係法の現代的展開』（中嶋士元也先生還暦記念、信山社、二〇〇四年）一九頁

荒木尚志「労働法におけるハードローとソフトロー――努力義務規定を中心に」ソフトロー研究六号（二〇〇六年）二五頁

石川博康「『信頼』に関する学際的研究の一動向」藤田友敬編『ソフトローの基礎理論』（ソフトロー研究叢書第一巻、有斐閣、二〇〇八年）六七頁

今泉宣親「投資信託を中心とする個人向け投資商品を販売する金融機関のフィデューシャリー・デューティーについての検討」ソフトロー研究二六号（二〇一六年）七一頁

岩倉友明「証券会社をめぐるソフトロー――自主規制ルールを中心に」神田秀樹編『市場取引とソフトロー』（ソフトロー研究叢書第二巻、有斐閣、二〇〇九年）三三頁

岩村正彦「社会法における私的規範形成」ソフトロー研究一二号（二〇〇八年）四一頁

王臻婷「証券市場における自主規制機関のあり方について――米国連邦証券取引委員会（SEC）による自主規制機関（SRO）に関するコンセプト・リリースを中心に」早稲田法学会誌五八巻一号（二〇〇七年）五三頁

大川昌男＝吉村昭彦「預金の不正払戻しに関する個人預金者と銀行との間の損失分担ルールについて――ハードローとソフトローの協働」ソフトロー研究一五号（二〇一〇年）一頁

大武泰南「証券取引所の自主規制――証券不祥事後における施策について」田中誠二先生追悼論文集刊行会編『企業の社会的役割と商事法』（田中誠二先生追悼、経済法令研究会、一九九五年）四三一頁

小川潔「商社における規範の遵守――コンプライアンスの徹底に向けての取り組み」ソフトロー研究一六号（二〇一〇年）七

頁
越智信仁「ＣＳＲ情報開示を巡るハードローとソフトローの射程――両者の機能、役割分担、関係性等を中心に」ソフトロー研究一三号（二〇〇九年）一頁
落合誠一「商人間取引の特色と解釈」神田秀樹編『市場取引とソフトロー』（ソフトロー研究叢書第二巻、有斐閣、二〇〇九年）一一三頁
温笑侗「アメリカ証券取引所のコーポレート・ガバナンス規制」ソフトロー研究二〇号（二〇一二年）一三七頁
温笑侗「中国における取引所によるコーポレート・ガバナンス規制の構造と実態」ソフトロー研究二一号（二〇一三年①）六一頁
温笑侗「取引所の自主規制と国家権力」ソフトロー研究二二号（二〇一三年②）一四一頁
加賀見一彰「ソフトローの Secondary Rule への経済学的視点――会計および監査制度を題材に」ソフトロー研究二号（二〇〇五年）一一三頁
加賀見一彰「ハードローからソフトローへの権限委譲」藤田友敬編『ソフトローの基礎理論』（ソフトロー研究叢書第一巻、有斐閣、二〇〇八年）一九五頁
柏木昇「国際取引に関するソフト・ロー」ソフトロー研究四号（二〇〇五年）四三頁
柏木裕介「競争法における規範の遵守――企業結合届出制度の抜本改正への対応を例に」ソフトロー研究一六号（二〇一〇年）三九頁
加藤貴仁「証券取引所と上場企業の管理」黒沼悦郎＝藤田友敬編『企業法の理論（下）』（江頭憲治郎先生還暦記念、商事法務、二〇〇七年）六八三頁
加藤貴仁「コーポレート・ガバナンスをめぐるルールのコンバージェンス――独立取締役の導入と証券取引所の役割を題材にして」ソフトロー研究一八号（二〇一一年）五五頁
唐津恵一「会計基準のコンバージェンス――小賀坂報告に対するコメント」ソフトロー研究一八号（二〇一一年）二五頁
河村賢治「英国における投資ファンドの自主規制――特にプライベートエクイティファンドに関して」尾崎安央＝川島いづみ編『比較企業法の現在――その理論と課題』（石山卓磨先生・上村達男先生還暦記念、成文堂、二〇一一年①）四二一頁

河村賢治「自主規制と会社法――証券取引所による上場会社規制を中心にして」商事法務一九四〇号（二〇一一年②）五一頁
神作裕之「ソフトローの『企業の社会的責任（CSR）』論への拡張？」神田秀樹編『市場取引とソフトロー』（ソフトロー研究叢書第二巻、有斐閣、二〇〇九年）一九三頁
神作裕之「商社における規範の遵守――小川報告に対するコメント」ソフトロー研究一六号（二〇一〇年）一九頁
神作裕之「グローバルな資本市場におけるソフトローと日本法への影響」長谷部恭男ほか編『国際社会の変動と法』（岩波講座・現代法の動態第四巻、岩波書店、二〇一五年）六七頁
神作裕之「日本版スチュワードシップ・コードの規範性について」黒沼悦郎＝藤田友敬編『企業法の進路』（江頭憲治郎先生古稀記念、有斐閣、二〇一七年）一〇〇五頁
神田秀樹「企業と社会規範――日本経団連企業行動憲章やOECD多国籍企業行動指針を例として」ソフトロー研究一号（二〇〇五年①）三頁
神田秀樹「終わりの挨拶」ソフトロー研究四号（二〇〇五年②）七九頁
神田秀樹「デファクト・スタンダードとしての会計基準の形成――小賀坂報告に対するコメント」ソフトロー研究九号（二〇〇七年）七五頁
神田秀樹「企業の社会的責任をめぐる規範作成――日本経団連の企業行動憲章やOECDの多国籍企業行動指針を例として」藤田友敬編『ソフトローの基礎理論』（ソフトロー研究叢書第一巻、有斐閣、二〇〇八年）一五三頁
神田秀樹「国際金融分野におけるルール策定――バーゼルⅡを素材として」神田秀樹編『市場取引とソフトロー』（ソフトロー研究叢書第二巻、有斐閣、二〇〇九年）七頁
神田秀樹「市場取引とソフトロー」ソフトロー研究二二号（二〇一三年）二九頁
木下孝治「英国における損害保険募集自主規制の実効性確保について」多胡圭一編『二十一世紀の法と政治』（大阪大学法学部創立五〇周年記念論文集、有斐閣、二〇〇二年）二六九頁
木下卓三「株式・派生商品取引の清算・決済に関するルールについて」ソフトロー研究一五号（二〇一〇年）一二三頁
木村芳彦「証券取引所によるコーポレート・ガバナンス関与の今日的意義――公開会社における議決権コントロールの柔軟化」神田秀樹編『市場取引とソフトロー』（ソフトロー研究叢書第二巻、有斐閣、二〇〇九年）二一七頁

久保田安彦「新株予約権制度の効用と法的問題点」法学セミナー六七五号（二〇一一年）二〇頁
ゲイブリエル、ヘンリー・D〔木戸茜訳〕「普遍的なソフトロー原則の展開――国際商事法におけるその利用」北大法学論集六五巻二号（二〇一四年）一八二頁
小賀坂敦「デファクト・スタンダードとしての会計基準の形成」ソフトロー研究九号（二〇〇七年）五九頁
小賀坂敦「会計基準のコンバージェンス」ソフトロー研究一八号（二〇一一年）七頁
小塚荘一郎「国際取引におけるソフト・ローの機能――柏木報告へのコメント」ソフトロー研究四号（二〇〇五年）七〇頁
小塚荘一郎「『国家にとっての善』としてのグローバルに統合された会社――トンプソン報告に対するコメント」ソフトロー研究一〇号（二〇〇七年）五七頁
小塚荘一郎「プロバイダ責任制限法ガイドラインによる規範形成――森田報告に対するコメント」ソフトロー研究一二号（二〇〇八年①）一〇三頁
小塚荘一郎「形成主体の側から見たソフトロー――ソフトローを形成する『団体』」藤田友敬編『ソフトローの基礎理論』（ソフトロー研究叢書第一巻、有斐閣、二〇〇八年②）一〇一頁
小塚荘一郎「フランチャイズ業界と倫理綱領」神田秀樹編『市場取引とソフトロー』（ソフトロー研究叢書第二巻、有斐閣、二〇〇九年）一四五頁
小塚荘一郎「企業の国際化とコーポレート・ガバナンス改革」長谷部恭男ほか編『国際社会の変動と法』（岩波講座・現代法の動態第四巻、岩波書店、二〇一五年）一八一頁
小塚荘一郎「通信・放送分野におけるソフトロー」自由と正義六七巻七号（二〇一六年）五三頁
佐野雅宏「規制業種における規範の遵守――保険会社を例に」ソフトロー研究一六号（二〇一〇年）二九頁
志谷匡史「市場間競争と自主規制の在り方――証券市場規制を素材に」インベストメント五三巻二号（二〇〇〇年）二頁
柴田拓美「M&Aの法規制と執行体制のあり方――英国テイクオーバー・パネルとシティ・コードを中心に」ソフトロー研究一三号（二〇〇九年）三七頁
白石忠志「独禁法ソフトロー研究の難しさ――柏木報告に対するコメント」ソフトロー研究一六号（二〇一〇年）五六頁
白崎宏一「金融機関における外部委託業務を巡るソフトローの動き――内部監査（システム監査）における監査基準の視点か

ら」神田秀樹編『市場取引とソフトロー』（ソフトロー研究叢書第二巻、有斐閣、二〇〇九年）八九頁
ジレット、クレイトン・P〔小出篤訳〕「電子的商取引における評判と仲介者」ソフトロー研究一〇号（二〇〇七年）一頁
瀬下博之「情報の非対称性と自己規制ルール」藤田友敬編『ソフトローの基礎理論』（ソフトロー研究叢書第一巻、有斐閣、二〇〇八年①）一二三頁
瀬下博之「ソフトローとハードロー——何がソフトローをエンフォースするのか」藤田友敬編『ソフトローの基礎理論』（ソフトロー研究叢書第一巻、有斐閣、二〇〇八年②）一六九頁
曽野裕夫「規範の私的形成と国家法の役割——藤田報告へのコメント」ソフトロー研究六号（二〇〇六年）一九頁
曽野裕夫「国際商取引における規範形成——藤田報告に対するコメント」ソフトロー研究一二号（二〇〇八年）一二三頁
高橋真弓「ソフトローとしてのコーポレートガバナンス・コードとスチュワードシップ・コード」自由と正義六七巻七号（二〇一六年）四一頁
高村学人「地域を生み出すルール——景観まちづくりにおけるハードローとソフトローの協働」長谷部恭男ほか編『法の変動の担い手』（岩波講座・現代法の動態第五巻、岩波書店、二〇一五年）一四九頁
嵩さやか「年金制度における私的規範形成のあり方——岩村報告に対するコメント」ソフトロー研究一二号（二〇〇八年）六六頁
竹下啓介「国際海商法の統一性とソフトロー——統一法形成における統一規則の意義」小寺彰＝道垣内正人編『国際社会とソフトロー』（ソフトロー研究叢書第五巻、有斐閣、二〇〇八年）二四七頁
田中亘「保証——私的秩序と法制度が出会う場所—森田報告に対するコメント」ソフトロー研究一〇号（二〇〇七年）七一頁
道垣内正人「国際私法とソフトロー」小寺彰＝道垣内正人編『国際社会とソフトロー』（ソフトロー研究叢書第五巻、有斐閣、二〇〇八年）一七一頁
トンプソン、ロバート・B〔後藤元訳〕「『国家にとっての善』としてのグローバルに統合された会社——ソフトローのインパクト」ソフトロー研究一〇号（二〇〇七年）三三頁
長尾治助『自主規制と法』（日本評論社、一九九三年）
中里実「自律的ルールの重要性——社会規範の意義」ソフトロー研究一号（二〇〇五年）一三五頁

中山信弘「創刊の辞」ソフトロー研究一号（二〇〇五年）
中山信弘「はしがき」藤田友敬編『ソフトローの基礎理論』（ソフトロー研究叢書第一巻、有斐閣、二〇〇八年）i頁
西谷祐子「国際支払とソフトロー――信用状統一規則の意義と法的性質」小寺彰＝道垣内正人編『国際社会とソフトロー』（ソフトロー研究叢書第五巻、有斐閣、二〇〇八年）二一五頁
西谷祐子「レークス・メルカトーリアと自主規制」法学論叢一八〇巻五・六号（二〇一七年）三四一頁
野田博「会社法規定の類型化における『enabling規定』の位置とその役割・問題点（上）」一橋論叢一二二巻一号（一九九九年）一頁
野田博「会社法規定の類型化における『enabling規定』の位置とその役割・問題点（下）」一橋論叢一二三巻一号（二〇〇〇年）一九〇頁
野田博「コーポレート・ガバナンスにおける法と社会規範についての一考察」神田秀樹編『市場取引とソフトロー』（ソフトロー研究叢書第二巻、有斐閣、二〇〇九年）一六五頁
野田博「社外取締役についての規律と『遵守するか、または説明せよ』原則――コーポレート・ガバナンスにおける規制の一断面」出口正義ほか編『企業法の現在』（青竹正一先生古稀記念、信山社、二〇一四年）三三三頁
野田博「コーポレート・ガバナンスにおける規制手法の考察――ソフトローの側面を中心として」商事法務二一〇九号（二〇一六年①）一四頁
野田博「コーポレート・ガバナンスを通じて『規制』について考える」監査役六四八号（二〇一六年②）一九頁
ノッテジ、ルーク〔那須仁訳〕「消費生活用製品安全の応答的再規制――オーストラリアと日本におけるハード・ローとソフト・ロー」ソフトロー研究七号（二〇〇六年）一一一頁
畑瑞穂「民事紛争解決手続とソフトロー」ソフトロー研究一四号（二〇〇九年）七頁
早川吉尚「ソフトローの観点から見た国際商事仲裁」小寺彰＝道垣内正人編『国際社会とソフトロー』（ソフトロー研究叢書第五巻、有斐閣、二〇〇八年）二八九頁
原田大樹『自主規制の公法学的研究』（有斐閣、二〇〇七年）
樋口範雄「医療における規範とソフトロー」ソフトロー研究一号（二〇〇五年）三九頁

フェルスター、クリスチャン〔神作裕之訳〕「経営者報酬の開示義務――ソフトローによる法統合の一例」ソフトロー研究五号（二〇〇六年）八九頁
藤田友敬「市場取引とソフトロー――矢野報告に対するコメント」ソフトロー研究三号（二〇〇五年）三三頁
藤田友敬「規範の私的形成と国家によるエンフォースメント――商慣習・取引慣行を素材として」ソフトロー研究六号（二〇〇六年）一頁
藤田友敬「ビジネスロー分野におけるデファクト・スタンダードの形成とハードローとの相互作用――三苫報告に対するコメント」ソフトロー研究九号（二〇〇七年①）五三頁
藤田友敬「電子商取引における評判と仲介者――ジレット報告に対するコメント」ソフトロー研究一〇号（二〇〇七年②）二六頁
藤田友敬「はじめに」藤田友敬編『ソフトローの基礎理論』（ソフトロー研究叢書第一巻、有斐閣、二〇〇八年①）一頁
藤田友敬「ハードローの影のもとでの私的秩序形成」藤田友敬編『ソフトローの基礎理論』（ソフトロー研究叢書第一巻、有斐閣、二〇〇八年②）二二七頁
藤田友敬「国際商取引における規範形成――万国海法会を例として」ソフトロー研究一二号（二〇〇八年③）一〇七頁
藤田友敬「星野教授の質問・コメントに対する補足説明」ソフトロー研究一二号（二〇〇八年④）一三三頁
藤田友敬「規制業種における規範の遵守――佐野報告に対するコメント」ソフトロー研究一六号（二〇一〇年）三四頁
藤田友敬「コーポレート・ガバナンスをめぐるルールのコンバージェンス――加藤報告に対するコメント」ソフトロー研究一八号（二〇一一年）八五頁
藤田友敬「ソフトローの基礎理論」ソフトロー研究二二号（二〇一三年）一頁
藤田友敬＝松村敏弘「自律的秩序の経済学」藤田友敬編『ソフトローの基礎理論』（ソフトロー研究叢書第一巻、有斐閣、二〇〇八年）一三頁
星野英一「コメント」ソフトロー研究一二号（二〇〇八年）一三一頁
前田重行「証券取引における自主規制――アメリカおよびイギリスにおける自主規制の形態とその発展」龍田節＝神崎克郎編『証券取引法大系』（河本一郎先生還暦記念、商事法務研究会、一九八六年）九一頁

前田重行「ドイツにおけるコーポレート・ガバナンスの発展――コーポレート・ガバナンス・コードによる規律」伊藤眞ほか編『経済社会と法の役割』（石川正先生古稀記念、商事法務、二〇一三年）八七五頁
前田雅弘「取引所の自主規制業務――自主規制法人と自主規制委員会」法学論叢一六四巻一～六号（二〇〇九年）二四五頁
松中学「証券取引所による敵対的買収と防衛策のルール形成」阪大法学六二巻三・四号（二〇一二年）四九五頁
松本恒雄「消費者政策におけるソフトローの意義と限界」自由と正義六七巻七号（二〇一六年）四七頁
三苫裕「ビジネスロー分野におけるデファクト・スタンダードの形成とハードローとの相互作用」ソフトロー研究九号（二〇〇七年）三五頁
ミュルベルト、ペーター・オー〔神作裕之訳〕「ドイツ株式法における『遵守せよ、さもなければ説明せよ』の準則とEUの背景――株式法一六一条とドイツ・コーポレート・ガバナンス・コード」ソフトロー研究二三号（二〇一四年）一頁
森下哲朗「国際契約とソフトロー」小寺彰＝道垣内正人編『国際社会とソフトロー』（ソフトロー研究叢書第五巻、有斐閣、二〇〇八年）一九三頁
森下哲朗「レックス・メルカトリアと国際金融」長谷部恭男ほか編『国際社会の変動と法』（岩波講座・現代法の動態第四巻、岩波書店、二〇一五年）九五頁
森田果「みんなで渡れば怖くない――第三者保証をめぐる私的秩序と法制度の相互作用」ソフトロー研究九号（二〇〇七年①）一一五頁
森田果「保証――私的秩序と法制度が出会う場所」ソフトロー研究一〇号（二〇〇七年②）六一頁
森田果「信頼と法規範」藤田友敬編『ソフトローの基礎理論』（ソフトロー研究叢書第一巻、有斐閣、二〇〇八年）二四七頁
森田果「ソフトローの基本概念」自由と正義六七巻七号（二〇一六年）三五頁
森田宏樹「プロバイダ責任制限法ガイドラインによる規範形成」ソフトロー研究一二号（二〇〇八年）七三頁
両角道代「努力義務規定の概念と機能について――コメント」ソフトロー研究六号（二〇〇六年）五〇頁
矢野睦「証券市場におけるソフトロー――市場における自己株式取得を例として」神田秀樹編『市場取引とソフトロー』（ソフトロー研究叢書第二巻、有斐閣、二〇〇九年）一五頁
山下友信「海上保険に関するソフトローとハードローの展開」神田秀樹編『市場取引とソフトロー』（ソフトロー研究叢書第

二巻、有斐閣、二〇〇九年）一二七頁
山田文「民事紛争解決手続とソフトロー――畑報告に対するコメント」ソフトロー研究一四号（二〇〇九年）一八頁
横溝大「ソフトローの観点から見た国際航空法――国際標準と勧告方式の遵守を中心として」小寺彰＝道垣内正人編『国際社会とソフトロー』（ソフトロー研究叢書第五巻、有斐閣、二〇〇八年）二七一頁
ロスナーゲル、アレキサンダー＝ホーヌング、ゲリット〔三瀬朋子訳〕「ドイツおよびEUにおけるインターネット・プライバシーの自主規制」ソフトロー研究一〇号（二〇〇七年）一一一頁
和田肇「労働法におけるソフトロー・アプローチについて」戒能通厚ほか編『日本社会と法律学――歴史、現状、展望』（渡辺洋三先生追悼、日本評論社、二〇〇九年）七二三頁
渡辺宏之「『制定法に基づかない企業買収規制』とその〝変容〟――EU企業買収指令の国内法化と英国テイクオーバー・パネル」神田秀樹編『市場取引とソフトロー』（ソフトロー研究叢書第二巻、有斐閣、二〇〇九年）五五頁